

山鹿市条例第14号

山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

山鹿市国民健康保険税条例（平成17年山鹿市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第12条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、「同条第5項」の次に「本文」を、「キに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山鹿市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。